

(別紙5)

金融団体が金融経済教育のためのセミナーなどを実施する際の行動規範等

- 第1回推進会議において、各委員から頂いたご意見を踏まえ、各金融団体が中立公正な立場から実施する金融教育のためのセミナー等における行動規範の現状を調査したところ、以下のとおり。各団体により、規定内容や規定のされ方は区々。

全国銀行協会	会員銀行において、セミナー等を行う際に、以下のようなルールないし留意事項を定めている事例がある。 <ul style="list-style-type: none">・セミナーでは、投資、運用に関する情報提供のみを行い、個別商品の詳細について具体的に説明し勧誘することは禁止。・セミナー参加者から個別商品に関する質問を受けた場合は、セミナー開催後に、別の場所で個別対応。・相場・市場動向に関する断定的判断等の提供は禁止。
日本証券業協会	日本証券業協会は、日本取引所グループ、東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所、投資信託協会及び名証取引参加者協会とともに、「証券知識普及プロジェクト」を設け、公正・中立な立場から長期的・継続的に証券知識の普及・啓発を図ることを目的に各種の活動（注）を行っている。 <small>（注）学校における金融経済教育に役立つ学習教材の提供、一般消費者向けセミナー・講演会の開催等、多岐にわたり活動している事業。</small>
日本損害保険協会	講義にあたっては、次の留意事項を講師に交付している。 <ul style="list-style-type: none">・講師は、損害保険業界を代表して講演会に赴くことを自覚して以下の点などにつき留意する。<ul style="list-style-type: none">①講義にあたっては真摯に取り組む。②外見からも清潔感、礼儀正しさを感じさせる。③受講者の人格を尊重し講義を行う。④国籍・性別・職業・宗教などに関する差別的発言を行わない。
生保文化センター	明文規定はないが、講師業務を行う際には以下の点に留意。 <ul style="list-style-type: none">①公正・中立な立場に立った啓発・情報提供を行う。②販売推奨とならないことを前提としつつ、生命保険の基礎知識・活用方法や生活設計など、生命保険に関連する情報提供を行う。③社会保障制度を含めた生活保障の全体の枠組みの中で、私的保障としての生命保険に関する理解促進を図る。

日 本 F P 協 会	<p>会員倫理規程として、以下の事項を定めている。</p> <p>第1条 会員は、順法精神に基づき、顧客の利益を最大限に実施しなければならない。</p> <p>第2条 会員は、顧客に対して、その業務の適正、公平さを保つために必要なすべての情報を開示したうえで、専門家としての業務を公平かつ道理に適った方法で提供しなければならない。</p> <p>第3条 会員は、利益相反事項がある場合は、これを顧客に開示しなければならない。</p> <p>第7条 会員は、誤った、あるいは誤解を招く方法で顧客を勧誘してはならない。</p> <p>第8条 会員は、自己が協会の見解を代弁しているとの印象を顧客に与えてはならない。</p> <p>また、CFP（FPにおける上位資格）認定者の倫理原則では、中立性・公平性につき、以下のとおり定めている。</p> <p>第3原則 客観性（客観的に専門的サービスを提供しなければならない）</p> <p>客観的であるためには、知識に基づいた正直さ及び中立性が必要である。客観性の原則を順守するために、CFP認定者は、いかなるサービスをどのような裁量で提供する場合においても、業務の誠実性を守り、利益相反を管理して専門家としての健全な判断を行使することが求められる。</p> <p>第4原則 公平性（専門家としてのすべての関係において、公平で道理をわきまえていなければならない。また、利益相反を開示し、管理しなければならない）</p> <p>公平であるためには、業務契約についての情報を顧客に提供することが必要であり、重要な利益相反の開示が求められる。利害のバランスを保つために、CFP認定者は、自らの感情、偏見及び欲望を制御することも必要である。公平性の原則を順守するために、CFP認定者は、自らそう扱われたいという方法で他人を扱わなければならない。</p>
----------------------------	---

以 上